

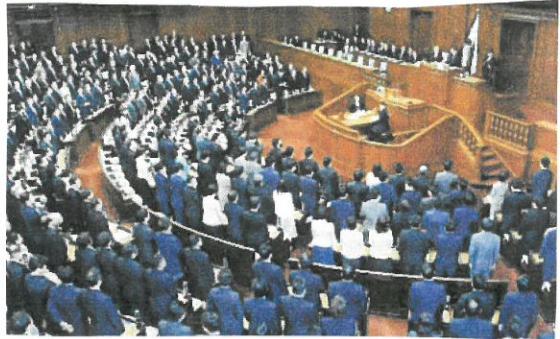
「新型インフルエンザ等対策特措法改正法」は危険です！

——「緊急事態宣言」の要件はあいまい、市民の人権侵害の危険性、

国会のチェック（承認）もなし——

新型コロナウイルス感染症の感染者が国内に発生したころから自民党・日本維新の会の国会議員が「緊急事態条項が憲法に必要だ」と言い始めました。

安倍首相は2020年2月27日小中高校・特別支援学校の全国一律休校の要請を今井補佐官（叔父は桜を見る会の前夜祭5000円の領収書で問題のニューオータニの取締役）と二人で決めました。国民が首相独断の休校要請にどうしていいかわからないまま要請にしたがっていくといった状況の中、安倍首相は更に新型インフルエンザ等対策特措法改正案の法整備を指示。3/2 参議院予算委員会で法整備を明らかに、3/10に閣議決定、3/11には衆議院内閣委員会で可決、3/12 衆議院 3/13 参議院でと数時間で成立させました。



改正案は「新型インフルエンザ等対策特措法」の対象を“新型コロナウイルス感染症”も加えるといった形で作られました。

しかし、そもそもこの2012年に出来た特措法は、人権侵害の危険性があり緊急事態を宣言する要件が非常にあいまいであると日弁連をはじめ多くの人々から反対されたものでした。

今回立憲民主党の山尾志桜里さんは（採決後離党）「ベースとなつたインフル特措法、私も一期生のとき与党議員として賛成しました。緊急事態発動に国会承認不要という立憲主義の観点から致命傷をもつ法案への対応として思慮不足・行動不足の責任を痛感しています。」「だからこそ今回は責任ある行動をする必要があると思ってます」「最低限国会の承認が必要であり2年を短くすべき」と対案を出して反対の立場を明らかにしました。

「立憲・国民・社民統一会派」は当初“国会の承認”を条件として入れるように提案したが与党（自民・公明）が拒否するとあっさりと“国会への報告”という何の法的効力もない付帯決議をつけることで賛成してしまいました。

“新型コロナ感染症”をも対象とすることになったもともとの「新型インフルエンザ等対策特措法」の持っている危険性は、

i) 「新型インフルエンザ等対策特措法」32条“国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあるものとして又、国内で発生しその全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれのあるもの（政令で定める要件）に該当する事態が発生したと認められるときは緊急事態の宣言を”と、生活・健康被害、急速な蔓延による生活・経済への影響の“おそれ”といったきわめ

てあいまいな要件で緊急事態が宣言されます。

これでは生命・健康の被害が生じているという科学的根拠がどうなっているのか？検査もしていない状況で何を根拠に蔓延しているといえるのか？実際にあいまいな状況で安倍首相が主観的に緊急事態と判断すれば宣言できるのです。

ii) 緊急事態を安倍首相が宣言すれば、集会の禁止へつながりかねない多数の者が利用する施設の使用制限、催事の制限を指示できるのです。

iii) 指定公共機関としてNHKなどが指定され放送内容についての総合調整の指示もされてしまう。民間放送局については「今は指定しない」と言っているが「法律上できない」とは首相も大臣も絶対に言いません。

iv) しかも宣言の期間が2年間(1年の追加も可能)では長すぎるのにまったく再検討されません。

科学的根拠のあいまいなまま、運用要件も極めてあいまいなまま、各種の人権への過剰な制限がなされる恐れがあるのです。しかも国会のチェックが不要なのです。

法案提出と同時に、安倍政権は今回の“新型コロナウイルス感染症”については「公文書管理ガイドライン」



にもとづく「歴史的緊急事態」に指定しました。“議事録や資料保存が義務付けられる”ことになると思ったら法案成立後には、政府の感染症対策を事実上決定している連絡会議の議事録を作るかどうかはこれから…といつてもう議事録作成義務をはぐらかそうとしています。公文書管理についての安倍政権の反民主主義的体質がここでも表れています。

危険な『新型インフルエンザ等対策特措法改正法』の制定は緊急事態条項を憲法に導入したい安倍首相の思いの第一歩を切り開いてやったようなものです。

この法案に賛成するか反対するかは政治家自づからの政治姿勢・思想を示すもの。このように大きな不安と不確実な感染症が発生したときに“思考停止状況”が生じてしまうというナオミクラインの“ショックドクトリン(惨事便乗資本主義)”状況が起こっていると思われました。



『民主主義と自治そして平和主義』ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告HPに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。